

## 学校法人の概要

学校法人とは、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人です。

「公共性」「自主性」「永続性」および「予算制度」の特殊性があり、これらは私立学校法の規定する学校法人の理念、もしくはその本質的なあり方から導かれています。

## 学校法人会計基準

学校法人は私立学校法に基づき決算を行い、財務諸表を作成しなければなりません。

また私立学校振興助成法第14条第1項では、国、又は地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校は、文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行い、作成した財務書類を監査法人等による監査証明書を添付し、所轄庁に届け出るよう定められています。

この会計処理を行うための基準が学校法人会計基準であり、学校法人における客観的な会計処理の統一的な財務基準となっています。

「基準」の内容としては、一般原則として、①真実性の原則、②複式簿記の原則、③明瞭性の原則、④継続性の原則という会計の諸原則等と、資金収支計算書、事業活動収支計算書に関する計算方法、記載方法等と貸借対照表の記載方法等が規定されています。

## 計算書類

**資金収支計算書** 当該会計年度における諸活動に対応するすべての収入と支出の内容と、当該年度における支払資金の収入と支出の顛末を明らかにする計算書です。

**事業活動収支計算書** 当該会計年度における①教育活動②教育活動以外の経常的な活動③前記①②以外の活動に対応するの内容を明らかにするとともに、当該会計年度の基本金組入額を控除して事業活動収入と事業活動支出の均衡状況を明らかにする計算書です。

**貸借対照表** 当該年度末における資産、負債、正味財産（基本金・消費収支差額）の状態、すなわち、学校法人にはその時点で、どの様な資産がどれだけあり、どの様な負債がいくらあるかなど、法人の保有する財産の状況を表示し、その結果、純資産（正味財産）がいくらになっているか（財政状態）をあらわす表です。